

平成25(2013)年度

東洋大学 自己点検・評価

部門名 : 法学研究科 私法学専攻

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
 S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
 A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
 B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
 C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

## (1) 理念・目的

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	理念・目的の明確化	※1 研究科、専攻ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	・「東洋大学大学院研究科委員会規程」 ・「東洋大学法学研究科私法学・公法学専攻博士後期課程設置趣意書」 ・2012年度入学案内	・研究科及び私法学専攻において、「人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的」を「東洋大学大学院研究科委員会規程」に定めている。 ・『入学案内』、『リーフレット』等に「東洋大学大学院 研究科・専攻の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的」について明記している。	A		
		2 研究科、各専攻の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的（教育基本法、学校教育法参照）と整合しているか。	・研究科私法学専攻の目的・学則	・研究科及び私法学専攻の目的は、学校教育法第1条の2及び同法第99条並びに大学院設置基準第2条及び同基準第3条と整合性を有しており、大学院博士前期・後期課程として適切といえる。	A		
		3 研究科、各専攻の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。	・「建学の精神」、「大学の理念」 ・学則 ・研究科、公法学専攻の目的	・研究科及び私法学専攻の目的は、建学の精神である「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自治」「知徳兼全」を根本としており、また、研究科及び公法学専攻の目指すべき方向や達成すべき成果を明確にしている。	A		
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	4 研究科、各専攻の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。	・大学院要覧	・理念・目的を実現すべく適切に立案されたカリキュラムに、基本的に適切な担当者が配置されている。研究が独自に人事権をもたず、学部人事業があるといった制約の中、研究科では、可能な限り、適切な担当者の配置につとめており、とりわけ、企業法関連科目の担当教員の充実を図っている。	A		
		5 研究科、各専攻の目的の中に、当該研究科、専攻の個性・特色を打ち出しているか。	・研究科、私法学専攻の目的・入学案内	・私法学専攻では、より高度な法学の研究を目指す学生に対する指導を行うことはいうまでもなく、企業法関連科目の充実を図っている。その他、公務員を目指す学生を積極的に受け入れることで、個性・特色を打ち出している。	A		
2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか	構成員に対する周知方法と有効性	6 教職員・学生が、研究科、各専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・『大学院要覧 2012』105-108頁 ・本学ホームページURL <a href="http://www.toyo.ac.jp/">http://www.toyo.ac.jp/</a>	・研究科、私法学専攻の目的を『大学院要覧』に記載して学生及び教職員に配布している。 ・研究科、私法学専攻の目的、教育目標を、HPに掲載している。 ・上記内容を、リーフレットにも掲載し、新入生オリエンテーションなど研究科の行事等の際に、周知させている。	A		
		7 研究科、各専攻の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。	・本学ホームページURL <a href="http://www.toyo.ac.jp/">http://www.toyo.ac.jp/</a> ・学生アンケート調査 ・「東洋大学法学研究科公法学専攻博士後期課程設置趣意書」	・研究科の自己点検・評価委員会及びFD委員会において定期的に検証を行った。これらの検証には、学生アンケート調査結果も反映させ、構成員に問題点を認識してもらうべく周知させている。	B	東日本大震災の影響で実施することができなかった学生アンケートを2011年3月に実施し2013年3月にもい修了生対象に、同年5月に在籍生対象に実施した。この点、すでに改善されている。	
	8 受験生を含む社会一般が、研究科、専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・『大学院要覧 2012』105-108頁 ・本学ホームページURL <a href="http://www.toyo.ac.jp/">http://www.toyo.ac.jp/</a> ・『東洋大学大学院入学案内』等	・ホームページへの掲載及び大学院パンフレット、大学院進学相談会を利用して周知させている。 ・公務員試験受験希望の学部生に、秋学期に2回オリエンテーションを行った。	A			
3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか	9 研究科、各専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	・学生アンケート調査の分析	・毎年、研究科及び各専攻の目的の適切性について定期的な検証を行っている。但し、2010年度末には東日本大震災の影響もあり、調査を行えなかった。また、匿名のアンケートの性格上、学生からの回収率が必ずしも高くない感がある。今後は、アンケートの回収率を向上させる工夫を検討したい。	B	東日本大震災の影響で実施することができなかった学生アンケートを2011年3月に実施し2013年3月にもい修了生対象に、同年5月に在籍生対象に実施した。この点、すでに改善されている。		

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
 S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
 A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
 B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
 C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないかのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

### (3) 教員・教員組織

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか	教員に求める能力・資質等の明確化	14 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・「東洋大学大学院教員資格審査規程」 ・法学研究科資格審査内規(上記資格審査規程第3条2項)	・「東洋大学大学院教員資格規程」を、研究科委員会を通じて研究科委員の教員に周知している。	A		
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	15 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。		・教員間の連携体制を確保するというレベルには達していないが、各学生は、毎年、研究テーマに応じて、主指導教授に加えて副指導教授を1名(場合によっては2名)に指導を受けることとなっているので、事実上、ある程度の連携は図られているし、実際に、前期・後期別に論文の中間報告会を開き、他の教員との連携を促している。また、学内において商法研究会等を立ち上げるなど、各研究会で教育に関しても教員間の意見交換をする機会が確保されている。	B		
	教員構成の明確化	16 教員組織の編制方針を明確に定めているか。	・「東洋大学大学院法学研究科私法学専攻博士後期課程設置趣意書」	・教員組織の編成方針は、私法学専攻として定めている。	B		
2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	編制方針に沿った教員組織の整備	※17 大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。	・「大学基礎データ」表2 ・在籍教員一覧表	・博士前期課程: 研究指導教員 必要数3名以上⇒在籍数12名 ・博士後期課程: 研究指導教員 必要数3名以上⇒在籍数9名	A	2013年度に向けて博士前期課程の研究指導教員1名の増員、博士前期課程研究指導教員から1名を博士後期課程研究指導教員とするための審査を行った。	2013年4月
		※18 研究指導教員の2/3は教授となっているか。 【研究科、専攻】	・「大学院基礎データ」表2	・研究指導委員の2/3は教授となっている。	A		
		19 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。	・「大学基礎データ」表2 ・在籍教員一覧表	・教員組織の編成方針に則って教員組織が編成されている。	A		
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	20 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	・「東洋大学大学院教員資格審査規程」	・専任・非常勤を問わず、新規科目の担当者を決定するに際しては、専門の近い委員の中から主査1人・副査1人名を選任し、業績審査を行った上で、研究科委員会に担当の可否を諮り審議している。	A		
	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置(院・専攻)	21 研究科の科目担当および研究指導担当の資格が明確化されているか。	・「東洋大学大学院教員資格審査規程」	・「東洋大学大学院教員資格規程」を、研究科委員会を通じて研究科委員の教員に周知している。また、学部教員で当該資格規程を充足していると解され、かつ、専攻の教育を担ってもらうことが専攻の目的を実現するに資すると解される教員には、当該資格規程を周知している。	A		

3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	22	教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	・「東洋大学大学院教員資格審査規程」	・「東洋大学院教員資格規程」を、研究科委員会を通じて研究科委員の教員に周知している。また、学部教員で当該資格規程を充足していると解され、かつ、専攻の教育を担ってもらうことが専攻の目的を実現するkとに資すると解される教員には、当該資格規程を周知している。	A		
	規程等に従った適切な教員人事	23	教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。	・教員の採用・昇格についての評価を記載するフォーマット	・教員の採用・昇格は、規程に従って厳格にこれを行っている。	A		
4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	24	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・『FDニュース』(東洋大学FD推進センター)	・他の教員の講義を参観する機会を毎年設けている。	A		
	教員の教育研究活動等の評価の実施	25	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。	・HP、東洋大学研究者データベース	・教員評価制度の取り組みは行っていないが、教育研究の自由という憲法上の人権にも係わることから、教員各自の自覚に任せるべき問題でもあり、また、事実上、私法学専攻の教員は自覚をもって活動している。 ・教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて、それらの評価基準項目についての情報をHP上で内外に公表している。	B		

#### (4)教育内容・方法・成果

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
 S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
 A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
 B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
 C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示	26 教育目標を明示しているか。	・『大学院要覧』 ・『2012年度入学案内 東洋大学大学院』	・『入学案内』、『リーフレット』等に「東洋大学大学院 研究科・専攻の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的」について明記している。	A		
	教育目標と学位授与方針との整合性	※27 ディプロマ・ポリシーを設定しているか。	・「東洋大学法学研究科私法学専攻博士後期課程設置趣意書」 ・研究科委員会規程別表	実質的にディプロマ・ポリシーを設定している。	A		
		28 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・『大学院要覧』 ・「東洋大学法学研究科私法学専攻博士後期課程設置趣意書」	整合的なものとなっている。	A		
	修得すべき学習成果の明示	29 ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。	・「東洋大学法学研究科私法学専攻博士後期課程設置趣意書」	明記されている。	A		
2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示	※30 カリキュラム・ポリシーを設定しているか。	・「東洋大学法学研究科私法学専攻博士後期課程設置趣意書」 ・入試要項	・法学の体系に沿ったものとなっており、その限りにおいて、改めてカリキュラム・ポリシーを設定する必要性を感じていない。	A	近年の学生の文章作成能力低下に対応するためにおこなっている「論文表現法」という科目の担当者を1名増員した。これにより、従来より細やかな対応ができる体制となった。	2013年4月
		31 カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	・『大学院要覧』 ・「東洋大学法学研究科私法学専攻博士後期課程設置趣意書」	整合的なものとなっている。	A		
	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	32 カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。	・『大学院要覧』 ・「東洋大学法学研究科私法学専攻博士後期課程設置趣意書」 ・入試要項	・私法学専攻の学生も専攻の垣根を越えて横断的に履修できることが特色となっており、そのことを『大学院要覧』等に明記している。	A		
3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか	周知方法と有効性	33 教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にあり、かつ、その周知方法が有効であるか。	・『大学院要覧』 ・本学HP	・企業法関連の職業専門人、公務員を目指す学生を積極的に受け入れていることを明確にしている。 ・公務員志望の学部生を対象にガイダンスを行っている。	A		
	社会への公表方法	34 受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・『大学院要覧』 ・本学HP	・専攻の垣根を越えて横断的に幅広く研究できることを特色としている旨、『大学院要覧』等に明記している。	A		
4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか		35 教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。		・現状で適切なものとなっており、その必要性を感じていない。	A		

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
 S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
 A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
 B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
 C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

「教育課程・教育内容」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか	必要な授業科目の開設状況	36	教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。	『研究科 授業時間割表 2013』	・企業法関連科目は複数開講されているが、民事訴訟法系科目の開講は必ずしも十分ではない。しかし、これは、研究科の人事権がきわめて限定されていることに起因するところが少なくない。私法学としては、休講となっている科目を次年度開講すべく、教員の補充を具体的に検討してきたが、依然として研究科独自の人事権確保の問題が残されている。	B		
	順次性のある授業科目の体系的配置	37	教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	・専攻教育課程表	・私法学専攻においても、1年次は授業科目の履修を中心とし、2年次には修士論文の作成を中心として研究が行えるように配置されている。 ・私法学専攻への入学者の学までの経歴は多様であり、それゆえに、何をもち「科目の順次性」とみれば個別に判断せざるを得ない。研究科では、枚年度、学生が科目登録を行う際に、指導教員が内容をチェックすることで、個々の学生の「科目の順次性」を担保している。	A		
		38	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。	・「東洋大学大学院法学研究科公法学専攻設置趣意書」 ・専攻 教育課程表	・教育課程は、カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果につながるものとなっている。 ・また、学生に対するアンケート調査を行うとともに、希望者を対象として面接により要望の聞き取り等を行っている。	A		
	コースワークとリサーチワークのバランス(院)	39	講義科目および研究指導が、教育課程の中に適正に位置づけられ、指導場所、時間等が明らかにされているか。	・専攻 教育課程表	・教育課程の中に「〇〇特論」「特殊研究」と位置づけられている科目も、将来的に「研究指導」を担当してもらうことが想定される研究能力の高い教員に、適切な審査をした上で、担当してもらっている。また、学生は毎 semester 指導教授の研究指導を履修している。	A		
	専門分野の高度化に対応した教育内容の提供	40	専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているか。	・専攻 教育課程表	・専門分野の高度化に対応するため、法学的研究を行うための科目・特論等を用意している。ただし、研究科が独自の人事権をもたないという制約を受けているため、学部的人事方針の影響を受けて、民事訴訟法系の開講が手薄になっており、検討課題である。具体的には、博士後期課程の論文指導担当教員等、補充すべく準備を進めている。	B		

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
 S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
 A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
 B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
 C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

「教育方法」

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 教育方法および学習指導は適切か	教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用	41 教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義、演習、実験、実習、実験)を適切に設定しているか。	・「東洋大学大学院法学研究科公法学専攻博士後期課程設置趣意書」 ・専攻教育課程表	・「広い視野に立つて精深な学識を備け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の養う」という教育目的を達成するため、内容に応じて、科目を特論、演習、研究指導の分野のいずれかに設定している。	A		
	学生の主体的参加を促す授業方法	42 学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。	・専攻教育課程表	・演習及び研究指導に限らず、特論においても、基本的に10名以下の受講生により、学生の主体的な参加により行われている。	A		
		43 カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。	・「東洋大学大学院法学研究科公法学専攻博士後期課程設置趣意書」 ・専攻教育課程表	・教育方法は、カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながるものとなっている。なお、原則として、毎年度、学生にアンケート長を行っている。	A		
	研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導(院)	44 指導計画を立案し、計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っているか。	・指導教授・論文題目一覧表	・研究計画については、指導教授と当該学生との協議を中心とし、併せて副指導教授その他の教員と当該学生との協議をもとに作成されている。 ・毎年度、論文題目届を、研究指導教授の署名・押印の上、研究科委員長に提出しており、研究指導は当該届出書の内容にそって実施されている。	A		
2) シラバスに基づいて授業が展開されているか	シラバスの作成と内容の充実	45 シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容を、具体的に記載しているか。	・「シラバス依頼時の文書」 ・全シラバス(CD-ROM)	・シラバス作成時に、留意点を明示の上、各教員に依頼を行っているほか、専攻長の作成したシラバスを参考までに閲覧に供している。 ・研究指導のシラバスについては、学生の研究の進捗状況との絡みも大きいので、概要のみの記載としている場合もある。なお、受講生が少なく、それ以上の記載が必要でない場合もある。ごく少数の場合には、学生の要望に応じて柔軟に取り組む方が利点が多い場合もあり、一律に学部のように行うことが適切だとも考えていない。	B		
	授業内容・方法とシラバスとの整合性	46 授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。		・演習及・研究指導・特論の授業内容与方法とが、基本的にシラバスと整合性をもって行われている。 ・毎年度、こういう問題も含めて、希望する学生との対面による意見聴取をする機会を設けている。	A		
3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか	厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)	47 シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。	・「シラバス依頼時の文書」 ・全シラバス(CD-ROM)	・各教員にシラバス作成時に主な留意点を周知し、成績評価基準等については、シラバスに明示されている。	A		
	単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性	48 各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	・専攻教育課程表	・各授業科目の単位数は、大学設置基準に従い、講義科目: 半期15週で2単位、演習科目: 半期15週で2単位を原則として、適切に設定している。	A		
		49 各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	・「白山キャンパス学年暦 2011」	・大学設置基準に沿って設定されている。・平成25年度についても、各曜日15回の講義が確保されている。	A		

	既修得単位認定の適切性	50	他大学の大学院の単位認定を、適切な手続きに従って、合計10単位以下で行っているか。	「大学院学則」	・大学院学則において、「学生が本大学院に入学する前に大学院(本学または他の大学の大学院をいう。)において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、博士前期課程または修士課程の終了に必要な単位数に算入することができる。」と定めている。これにより、指導教授の承認印を受けた学生からの申請をもとに、研究科委員長及び各専攻科長が原案を作成し、研究科委員会での審議を経て、単位認定を行っている。	A		
4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	51	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。	・東洋法学「研究会報告」	・実際に、講義の参観を定期的実施しているし、全学の行事とも関連したFDなどの参加も促しており、特にそれ以上の必要性を感じていない。ただ、本学内部において、各分野の研究会が定期的開催されているが、今後、院生にも参加を促して、教員と院生とが質疑応答を通じて、共同研究する機会を確保することも、教育改善にも役立てることになるのではないかと。	B		
		52	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかになっているか。	・東洋法学「研究会報告」	各分野の定期的開催される本学教員による研究会に、院生にも積極的に参加させることにより、研究の向上はもとより、教育改善にもつなげていくことができるのではないかと。	B		

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないかのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

「成果」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育目標に沿った成果が上がっているか	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用	53	各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	・「学生アンケート」 ・「学生アンケートの結果のまとめ」	・学生アンケートを毎年度末、実施し、教育内容・方法等についても幅広く、学生からの意見を募るとともに、その結果をとりまとめたものを、研究科委員会で報告し、委員全員に周知している。 ・2012年度にも、修了生には学位授与式当日に、在籍生には2013年度5月に実施した。	A		
	学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)	54	学生の自己評価や、研究科、専攻の教育効果や就職先の評価、修了時アンケートなどを実施しているか。	・「学生アンケート」 ・「学生アンケートの結果のまとめ」	・2012年度のアンケートから修了生に対しては学位授与式当日に「修了時アンケート」を行っている。 ・在籍生に対してはアンケートの回収率を高めるため、2013年度の5月にアンケートを実施した。	A		
2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか	学位授与基準、学位授与手続きの適切性	55	修了要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	『大学院要覧 2012』225頁	・『大学院要覧 2011』に終了要件を明示するとともに、新入生ガイダンス等の際に周知している。	A		
	学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策(院・専攻)	56	学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を明らかにし、これをあらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	・『大学院要覧 2012』39頁 ・研究科委員会開催通知(議題)	・修士論文の中間報告会を、2年生を対象として、私法学専攻の委員及び任意参加の1年生の前で毎年度秋学期に行い、各教員が専門の枠を超えてコメントをすることで、客観性を高めている。 ・博士論文の審査基準については、論文審査手続の流れとともに、適宜、研究科委員会で周知している。 ・博士後期課程の在学生全員を対象として、毎年度、春学期・秋学期各1回開催し、私法学専攻の委員が専門の枠を超えてコメントすることで、さらに客観性を高めるよう努めている。	A		
		57	ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。		・ディプロマ・ポリシーを十分に認識しながら、学位授与を行っている。	A		



評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
 S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
 A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
 B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
 C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないかのみに問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

## (5) 学生の受け入れ

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 学生の受け入れ方針を明示しているか	求める学生像の明示	※58 アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・「東洋大学大学院法学研究科博士後期課程設置趣意書」 ・入学者選抜の概要	・アドミッション・ポリシーを設定している。	A		
		59 アドミッション・ポリシーは、研究科、各専攻の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	・「東洋大学大学院法学研究科博士後期課程設置趣意書」 ・入学者選抜の概要	・私法学専攻のアドミッション・ポリシーは、研究科、本専攻の目的、教育内容を踏まえた内容となっているが、修得しておくべき知識の内容、水準等までは記されていない。	A		
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	60 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・『大学院 入学試験要綱 2012/2013』 ・本学HP	・私法学専攻のアドミッション・ポリシーは『入学試験要綱』に記載している。社会一般に向けた周知という点ではこれで十分であると解されが、HP等には記載がないため、ここにも記載があることがなお望ましい。	B		
2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか	学生募集方法、入学者選抜方法の適切性	61 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	・『大学院 入学試験要綱 2012/2013』	・募集人員、選考方法を『大学院 入学試験要綱』において受験生に明示している。	A		
		62 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	・『大学院 入学試験要綱 2012/2013』	・設置趣意書に基づき、一般入試、社会人入試、学内推薦入試等、複数の選抜方式を導入している。	A		
	入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	63 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。	・「研究科委員会規程」	・研究科委員会、大学院教務課が連携して、学生募集・選抜を実施している。	A		
		※64 一般入試、学内推薦入試、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。	・「大学基礎データ 表3」	・私法学専攻の各入試方式において、募集定員の2倍以上の学生は入学していない。	A		
		65 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	・『大学院 入学試験要綱 2012/2013』 ・アドミッション・ポリシー	・入試方式や募集人員、選考方法は、アドミッション・ポリシーに従って設定している。	A		
		※66 研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期(修士)課程で0.50~2.00、博士後期(博士)課程で0.33~2.00の範囲となっているか。	・「大学基礎データ 表4」	・法学研究科私法学専攻(博士前期課程): 1.05 ・法学研究科私法学専攻(博士後期課程): 0.27	A		
※67 部局化された大学院研究科や独立大学院(※)における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90~1.25の範囲となっているか。 ※福祉社会デザイン研究科、学際・融合研究科、法務研究科	・「大学基礎データ 表4」	法務研究科: 0.35					

	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	68	定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。		・私法学専攻はほぼ定員を充足しているが、今後も定員を安定的に充足するためにも、受験生の受験動向、合格者の手続の動向について、検討中である。	A		
4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか		69	アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。		・アドミッション・ポリシーの適切性を恒常的に検討することは行っていないが、従来、私法学専攻ではほぼ安定的に定員を充足していることから、アドミッション・ポリシーに特段の問題はないと解される。	A		
		70	学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・「研究科委員会議事録」	・毎年度、各入試の合否の原案は、基本的に私法学専攻の委員全員の協議のもとで作成し、研究会委員会において最終的な判定を行っている。問題があれば、その都度議論が行われている。	A		

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
 S:方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
 A:おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
 B:方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
 C:方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないかのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

(11)その他

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	95 教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	「学生アンケートの調査結果」	哲学の意義をどのように解するかということにもよるが、自分で問題点を発見し解答を導くための思考訓練を哲学と呼ぶとすれば、本研究科での教育・研究活動の中で、哲学教育が推進されていることはいうまでもない。とりわけ、私法学専攻では、私法の原則の一つである私的自治の観点から、自由主義を学問の根底に据えている。	A		
	国際化	96 教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。		アジア諸国からの留学生を博士後期課程だけでなく博士前期課程においても複数名受け入れている。また、教員の一部でも個人的に海外で講演活動を行ったり、客員教授となったり、さらに、海外の大学の教員と共同で教科書を作成したりするなど、草の根的な国際教育・研究活動を地道に積み重ねているところである。	A		
	キャリア教育	97 教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。		私法学における公務員コース院生が、市役所など公務員試験に合格したり、博士号を取った私法学の院生が海外の大学に就職するなど、キャリア教育において、一定の成果を出してきている。	A		
2) 研究科・専攻独自の評価項目①	(独自に設定してください)	98 (独自に設定してください)	「学生アンケートの調査結果」	・毎年度、当該年度の修了生も含めて、研究科での研究・教育について幅広くアンケートを行っている。	A		
3) 研究科・専攻独自の評価項目②	(独自に設定してください)	99 (独自に設定してください)					
4) 研究科・専攻独自の評価項目③	(独自に設定してください)	100 (独自に設定してください)					
		101					
		102					
		103					

平成25(2013)年度

東洋大学 自己点検・評価

部門名 : 法学研究科 公法学専攻

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
 S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
 A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
 B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
 C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

(1) 理念・目的

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方針	改善時期
1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	理念・目的の明確化	※1 研究科、専攻ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	・「東洋大学大学院研究科委員会規程」 ・「東洋大学法学研究科私法学・公法学専攻博士後期課程設置趣意書」 ・2012年度入学案内	・「研究科及び公法学専攻において、「人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的」を「東洋大学大学院研究科委員会規程」に定めている。 ・『入学案内』、『リーフレット』等に「東洋大学大学院 研究科・専攻の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的」について明記している。	A		
		2 研究科、各専攻の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。	・研究科公法学専攻の目的・学則	・研究科及び公法学専攻の目的は、学校教育法第1条の2及び同法第99条並びに大学院設置基準第2条及び同基準第3条と整合性を有しており、大学院博士前期・後期課程として適切といえる。	A		
		3 研究科、各専攻の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。	・「建学の精神」、「大学の理念」 ・学則 ・研究科、公法学専攻の目的	・研究科及び公法学専攻の目的は、建学の精神である「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自治」「知徳兼全」を根本としており、また、研究科及び公法学専攻の目指すべき方向や達成すべき成果を明確にしている。	A		
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	4 研究科、各専攻の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。	・大学院要覧	・本研究科においては、理念・目的を実現すべく適切に立案されたカリキュラムに、基本的に適切な担当者が配置されている。 ・公法学専攻においても、上記と同様である。ただし、刑事法関係の開講科目が少ないことが検討課題ではあるが、研究が独自に人事権をもたず、学部(に人事権があることによるものであり、こうした制約の中、研究科では、可能な限り、適切な担当者の配置につとめている。	A		
		個性化への対応	5 研究科、各専攻の目的の中に、当該研究科、専攻の個性・特色を打ち出しているか。	・研究科、公法学専攻の目的・入学案内	・本研究科はより高度な実践的法学研究を目指す学生に対する指導を行うことを目的とする。 ・公法学専攻は、上記の大前提のもとに、公法の分野における法理論と法実務の研究を通じて、これからの法治社会に相応しい人格と識見を備えた人材を養成することを目的とする。 ・公法学専攻では、上記のことを前提として、「高度な職業専門人」、とりわけ、税理士を目指す学生を積極的に受け入れるとともに、公務員を目指す学生を積極的に受け入れることで、個性・特色を打ち出している。	A	
2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか	構成員に対する周知方法と有効性	6 教職員・学生が、研究科、各専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・『大学院要覧 2113』・本学ホームページURL <a href="http://www.toyo.ac.jp/">http://www.toyo.ac.jp/</a>	・研究科、公法学専攻の目的を『大学院要覧』に記載して学生及び教職員に配布している。 ・研究科、公法学専攻の目的、教育目標を、HPに掲載している。 ・上記内容を、リーフレットにも掲載し、新入生オリエンテーションなど研究科の行事等の際に、周知させている。	A		
		7 研究科、各専攻の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。	・本学ホームページURL <a href="http://www.toyo.ac.jp/">http://www.toyo.ac.jp/</a> ・学生アンケート調査 ・「東洋大学法学研究科公法学専攻博士後期課程設置趣意書」	・研究科の自己点検・評価委員会及びFD委員会において定期的に検証を行った。	A	東日本大震災の影響で実施することができなかった学生アンケートを2011年3月に実施し2013年3月にも修了生対象に、同年5月に在籍生対象に実施した。この点、すでに改善されている。	
	社会への公表方法	8 受験生を含む社会一般が、研究科、専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・『大学院要覧 2013』 ・本学ホームページURL <a href="http://www.toyo.ac.jp/">http://www.toyo.ac.jp/</a> ・『東洋大学大学院入学案内』等	・ホームページへの掲載及び大学院パンフレット、大学院進学相談会を利用して周知する。 ・公務員試験受験希望の学部生に、秋学期に2回オリエンテーションを行った。	A		
3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか		9 研究科、各専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	・学生アンケート調査の分析	・本研究科においては、毎年、研究科及び各専攻の目的の適切性について定期的な検証を行っている。但し、2010年度末には東日本大震災の影響もあり、調査を行えなかった。2011年度末には以前と同様の方式で実施した。匿名のアンケートの性格上、学生からの回収率が必ずしも高くない憾みがある。 ・小規模な研究科であることもあり、専攻として上記とは別に検証を行う必要を感じていないし、学生が専攻を超えて横断的に科目を履修することができることとされていることとの関連からしても、専攻独自の検証は有益でもない。	A	東日本大震災の影響で実施することができなかった学生アンケートを2011年3月に実施し2013年3月にも修了生対象に、同年5月に在籍生対象に実施した。この点、すでに改善されている。	

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
 S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
 A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
 B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
 C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないかのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

### (3) 教員・教員組織

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか	教員に求める能力・資質等の明確化	14 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・「東洋大学大学院教員資格審査規程」 ・法学研究科資格審査内規(上記資格審査規程第3条2項)	・「東洋大学院教員資格規程」を、研究科委員会を通じて研究科委員の教員に周知している。	A		
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	15 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。		・各学生は、毎年、研究テーマに応じて、主指導教授に加えて副指導教授を1名(場合によっては2名)に指導を受けることとなっている。 ・博士前期課程の学生については秋学期に1回、博士後期課程の学生については春学期及び秋学期に各1回ずつ、それぞれ修士論文及び博士論文の中間報告会を開催し、他の教員との連携を促している。	B		
	教員構成の明確化	16 教員組織の編制方針を明確に定めているか。	・「東洋大学大学院法学研究科公法学専攻博士後期課程設置趣意書」	・教員組織の編成方針は、研究科として定めている。 ・教員組織の編成方針は、上記にそって公法学専攻として定めている。	B		
2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	編制方針に沿った教員組織の整備	※17 大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。	・「大学基礎データ」表2 ・在籍教員一覧表	研究科 ・博士前期課程: 研究指導教員 必要数5名⇒在籍数18名(客員教授2名を含む) ・博士後期課程: 研究指導教員 必要数5名⇒在籍数18名(客員教授2名を含む) 公法学専攻 ・博士前期課程: 研究指導教員 必要数3名以上⇒在籍数10名(客員教授2名を含む) ・博士後期課程: 研究指導教員 必要数3名以上⇒在籍数10名(客員教授2名を含む)	A	2013年度に向けて博士前期課程の研究指導教員1名の増員、博士前期課程研究指導教員から1名を博士後期課程研究指導教員とするための審査を行った。	2013年4月
		※18 研究指導教員の2/3は教授となっているか。【研究科、専攻】	・「大学院基礎データ」表2	・本研究科及び本専攻において、研究指導委員の全員教授(客員教授1名を含む)となっている。	A		
		19 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。	・「大学基礎データ」表2 ・在籍教員一覧表	・本研究科及び本専攻において、研究指導委員の全員教授(客員教授1名を含む)となっている。	A		
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	20 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	・「東洋大学大学院教員資格審査規程」	・専任・非常勤を問わず、新規科目の担当者を決定するに際しては、専門の近い委員の中から主査1名・副査1名を選任し、業績審査を行った上で、研究科委員会に担当の可否を諮り審議している。	A		
	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置(院・専院)	21 研究科の科目担当および研究指導担当の資格が明確化されているか。	・「東洋大学大学院教員資格審査規程」	・「東洋大学院教員資格規程」を、研究科委員会を通じて研究科委員の教員に周知している。また、学部教員で当該資格規程を充足していると解され、かつ、専攻の教育を担ってもらうことが専攻の目的を実現することに資すると解される教員には、当該資格規程を周知している。	A		

3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	22	教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	・「東洋大学大学院教員資格審査規程」	・「東洋大学院教員資格規程」を、研究科委員会を通じて研究科委員の教員に周知している。また、学部教員で当該資格規程を充足していると解され、かつ、専攻の教育を担ってもらうことが専攻の目的を実現することに資すると解される教員には、当該資格規程を周知している。	A		
	規程等に従った適切な教員人事	23	教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。	・教員の採用・昇格についての評価を記載するフォーマット	・教員の採用・昇格は、規程に従って厳格にこれを行っている。	A		
4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	24	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・『FDニュース』(東洋大学FD推進センター)及び2013年7月の研究科委員会会議資料	・他の教員の講義を参観する機会を毎年設けている。2013年春季にも6月の最終週に実施した。参観者のあった科目等について、7月の研究科委員会会議の資料参照。	A		
	教員の教育研究活動等の評価の実施	25	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。	・HP、東洋大学研究者データベース	・教員評価制度の取り組みは行っていないが、教育研究の自由という憲法上の人権にも係ることから、教員各自の自覚に任せるべき問題でもあり、また、事実上、公法学専攻の教員は自覚をもって活動している。 ・教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて、それらの評価基準項目についての情報をHP上で内外に公表している。	B		

#### (4)教育内容・方法・成果

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
 S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
 A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
 B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
 C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示	26 教育目標を明示しているか。	・『大学院要覧』 ・『2012年度入学案内 東洋大学大学院』	・『入学案内』、『リーフレット』等に「東洋大学大学院 研究科・専攻の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的」について明記している。	A		
	教育目標と学位授与方針との整合性	※27 デイプロマ・ポリシーを設定しているか。	・「東洋大学法学研究科公法学専攻博士後期課程設置趣意書」 ・研究科委員会規程別表	・本研究科及び本専攻において、実質的にデイプロマ・ポリシーを設定している。	A		
		28 教育目標とデイプロマ・ポリシーは整合しているか。	・『大学院要覧』 ・「東洋大学法学研究科公法学専攻博士後期課程設置趣意書」	・本研究科及び本専攻においても、明記されている。	A		
	修得すべき学習成果の明示	29 デイプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。	・「東洋大学法学研究科公法学専攻博士後期課程設置趣意書」	・本研究科及び本専攻においても、明記されている。	A		
2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示	※30 カリキュラム・ポリシーを設定しているか。	・「東洋大学法学研究科公法学専攻博士後期課程設置趣意書」 ・入試要項	・本研究科及び本専攻において、法律学の体系に沿ったものとなっており、その限りにおいて、改めてカリキュラム・ポリシーを設定する必要性を感じていない。 ・税理士を目指す学生を積極的に受け入れる体制を整えるため、また、実際に税理士を目指す学生が多数在学していることから、租税法に関する科目を複数設けている。	A	近年の学生の文章作成能力低下に対応するためにおいて「論文表現法」という科目の担当者を1名増員した。これにより、従来より細やかな対応ができる体制となった。	2013年4月
		31 カリキュラム・ポリシーは、教育目標やデイプロマ・ポリシーと整合しているか。	・『大学院要覧』 ・「東洋大学法学研究科公法学専攻博士後期課程設置趣意書」	・本研究科及び本専攻において、整合的なものとなっている。	A		
	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	32 カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。	・『大学院要覧』 ・「東洋大学法学研究科公法学専攻博士後期課程設置趣意書」 ・入試要項	・本研究科において、明確に設定されている。 ・公法学専攻の学生も専攻の垣根を越えて横断的に履修できることが特色となっており、そのことを『大学院要覧』等に明記している。 ・公法学専攻の学生の中心的存在である租税法の学生には、私法学専攻の科目の履修が必要不可欠でもある。	A		
3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか	周知方法及有効性	33 教職員・学生が、デイプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にあり、かつ、その周知方法が有効であるか。	・『大学院要覧』 ・本学HP	・研究科において、高度な実践的法学教育を目指すという大前提を明確にしている。 ・公法学専攻において、高度の職業専門家、とりわけ、税理士を目指す学生及び公務員を目指す学生を積極的に受け入れ手いることを明確にしている。 ・本専攻において、租税法の指導教授が専任教員及び客員教授の2名いること、公務員コースを設置していること等を『大学院要覧』等に明記している。 ・研究科において、公務員志望の学部生を対象にガイダンスを行っている。	A		
	社会への公表方法	34 受験生を含む社会一般が、デイプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・『大学院要覧』 ・本学HP	・本研究科及び本専攻において、専攻の垣根を越えて横断的に幅広く研究できることを特色としている旨、『大学院要覧』等に明記している。	A		



4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか		35	教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。		・「恒常的」な検証は行っておらず、適宜の検討で十分であると考えられている。	B		
---------------------------------------------------	--	----	-------------------------------------------------	--	---------------------------------------	---	--	--

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
 S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
 A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
 B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
 C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

「教育課程・教育内容」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方針	改善時期
1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか	必要な授業科目の開設状況	36	教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。	『研究科 授業時間割表 2013』	・租税法科目は複数開講されているが、反面、刑事法関係の科目の開講は十分ではなかったことに鑑み、刑事訴訟法担当の客員教授1名を補充した。依然として研究科の人事権がきわめて限定されていることにより科目担当者の補充を行うことは容易ではない中で、研究科としては可能な範囲での対応をしている。	A		
	順次性のある授業科目の体系的配置	37	教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	・専攻教育課程表	・本研究科及び公法学専攻においても、1年次は授業科目の履修を中心とし、2年次には修士論文の作成を中心として研究が行えるように配置されている。 ・本研究科及び公法学専攻への入学者の入学までの経歴は多様であり、それゆえに、何をもち「科目の順次性」とみるかは個別的に判断せざるを得ない。研究科では、枚年度、学生が科目登録を行う際に、指導教員が内容をチェックすることで、個々の学生の「科目の順次性」を担保している。	A		
		38	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。	・「東洋大学大学院法学研究科公法学専攻設置趣意書」 ・専攻 教育課程表	・本研究科及び本専攻の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果につながるものとなっている。 ・また、学生に対するアンケート調査を行うとともに、希望者を対象として面接により要望の聞き取り等を行っている。	A		
	コースワークとリサーチワークのバランス(院)	39	講義科目および研究指導が、教育課程の中に適正に位置づけられ、指導場所、時間等が明らかにされているか。	・専攻 教育課程表	・本研究科及び本専攻の教育課程の中に「〇〇特論」「特殊研究」と位置づけられている科目も、将来的に「研究指導」を担当してもらうことが想定される研究能力の高い教員に、適切な審査をした上で、担当してもらっている。また、学生は毎semester指導教授の研究指導を履修している。なお、税理士試験の免除申請との関係もあり、租税法に関しては、「演習」と「研究指導」を別時限に開講している。	A		
	専門分野の高度化に対応した教育内容の提供	40	専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているか。	・専攻 教育課程表	・本研究科及び本専攻において、専門分野の高度化に対応するため、法学的研究を行うための科目・特論等を用意している。ただし、研究科が独自の人事権をもたないという制約を受けているため、学部の人事方針の影響を受けて、刑事法関係の開講が手薄になっていたが、刑事訴訟法担当者を客員教授で1名を2012年度に補充した。	A		

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
 S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
 A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
 B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
 C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

「教育方法」

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善策	改善時期
1) 教育方法および学習指導は適切か	教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用	41 教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義、演習、実験、実習、実験)を適切に設定しているか。	・「東洋大学大学院法学研究科公法学専攻博士後期課程設置趣意書」 ・専攻教育課程表	・本研究科及び本専攻において、「広い視野に立って精深な学識を備え、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要高度の養う」という教育目的を達成するため、内容に応じて、科目を特論、演習、研究指導の分野のいずれかに設定している。	A		
	学生の主体的参加を促す授業方法	42 学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。	・専攻教育課程表	・本研究科及び本専攻において、演習及び研究指導に限らず、特論においても、基本的に10名以下の受講生により、学生の主体的な参加により行われている。	A		
	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。	43 カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。	・「東洋大学大学院法学研究科公法学専攻博士後期課程設置趣意書」 ・専攻教育課程表	・本研究科及び本専攻において、教育方法は、カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながるものとなっている。なお、原則として、毎年度、学生にアンケート調査を行っている。さらに、税理士試験の免除に関係する税理士科目においては、学生の論文を添付ファイルで送り取りすることにより細かくチェックしており、担当教員に過度の負担を強めている状況ですらある。	A		
	研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導(院)	44 指導計画を立案し、計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っているか。	・指導教授・論文題目一覧表	・本研究科及び本専攻において、研究計画については、指導教授と当該学生との協議を中心とし、併せて副指導教授その他の教員と当該学生との協議をもとに作成されている。 ・毎年度、論文題目届を、研究指導教授の署名・押印の上、研究科委員長に提出しており、研究指導は当該届出書の内容にそって実施されている。	A		
2) シラバスに基づいて授業が展開されているか	シラバスの作成と内容の充実	45 シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	・「シラバス依頼時の文書」 ・全シラバス(CD-ROM)	・本研究科及び本専攻において、シラバス作成時に、留意点を明示の上、各教員に依頼を行っているほか、専攻長の作成したシラバスを参考までに閲覧に供している。 ・研究指導のシラバスについては、学生の研究の進捗状況との絡みも大きいため、概要のみの記載としている場合もある。 ・さらに、受講生が少なくそれ以上の記載が必要ない場合もある。学生数がごく少数である場合には、学生の要望に応じて、柔軟に取り組む方が利点が多い場合もあり、一律に学部のように行うことが適切だとも考えていない。	A		
	授業内容・方法とシラバスとの整合性	46 授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。		・本研究科及び本専攻において、演習・研究指導・特論の授業内容と方法とが、基本的にシラバスと整合性をもって行われている。 ・毎年度、こういう問題も含めて、希望する学生との対面による意見聴取をする機会を設けている。	A		
3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか	厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)	47 シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。	・「シラバス依頼時の文書」 ・全シラバス(CD-ROM)	・本研究科及び本専攻において、各教員にシラバス作成時に主な留意点を周知し、成績評価基準等については、シラバスに明示されている。	A		
	単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性	48 各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	・専攻教育課程表	・本研究科及び本専攻において、各授業科目の単位数は、大学設置基準に従い、講義科目: 半期15週で2単位、演習科目: 半期15週で2単位を原則として、適切に設定している。	A		
		49 各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	・「白山キャンパス学年暦 2013」	・大学設置基準に沿って設定されている。 ・平成25年度についても、各曜日15回の講義が確保されている。	A		

	既修得単位認定の適切性	50	他大学の大学院の単位認定を、適切な手続きに従って、合計10単位以下で行っているか。	「大学院学則」	・本研究科及び本専攻は、大学院学則において、「学生が本大学院に入学する前に大学院(本学または他の大学の大学院をいう。)において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、博士前期課程または修士課程の終了に必要な単位数に算入することができる。」と定めている。これにより、指導教授の承認印を受けた学生からの申請をもとに、研究科委員長及び各専攻長が原案を作成し、研究科委員会での審議を経て、単位認定を行っている。その際、教育効果を考慮して6単位を限度とするなど、場合によっては厳しめの単位認定を行うことを心掛けている。	A		
4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	51	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。		・本研究科及び公法学専攻においては、全学的なFD活動への参加を促しているほか、他の教員の講義を参観する機会を設けていることから、その必要性を感じていない。	B		
		52	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかにになっているか。		・特にその必要性を感じていない。	B		

「成果」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育目標に沿った成果が上がっているか	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用	53	各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	・「学生アンケート」 ・「学生アンケートの結果のまとめ」	・本研究科及び本専攻において、学生アンケートを毎年度末、実施し、教育内容・方法等についても幅広く、学生からの意見を募るとともに、その結果をとりまとめたものを、研究科委員会で報告し、委員全員に周知している。 ・2012年度にも、修了生には学位授与式当日に、在籍生には2013年度5月に実施した。	A		
	学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)	54	学生の自己評価や、研究科、専攻の教育効果や就職先の評価、修了時アンケートなどを実施しているか。	・「学生アンケート」 ・「学生アンケートの結果のまとめ」	・2012年度のアンケートから修了生に対しては学位授与式当日に「修了時アンケート」を行っている。 ・在籍生に対してはアンケートの回収率を高めるため、2013年度の5月にアンケートを実施した。	A		
2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか	学位授与基準、学位授与手続きの適切性	55	修了要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	『大学院要覧 2013』	・本研究科及び本専攻において、『大学院要覧 2013』に修了要件を明示するとともに、新入生ガイダンス等の際に周知している。	A		
	学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策(院・専攻)	56	学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を明らかにし、これをあらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	『大学院要覧 2013』 研究科委員会開催通知(議題)	・本研究科及び本専攻において、修士論文の中間報告会を、2年生を対象として、公法学専攻の委員及び任意参加の1年生の前で毎年度秋学期に行い、各教員が専門の枠を超えてコメントをすることで、客観性を高めている。 ・博士論文の審査基準については、論文審査手続の流れとともに、適宜、研究科委員会で周知している。 ・博士後期課程の在学学生全員を対象として、毎年度、春学期・秋学期各1回開催し、公法学専攻の委員が専門の枠を超えてコメントすることで、さらに客観性を高めるよう努めている。	A		
		57	ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。		・本研究科及び本専攻において、ディプロマ・ポリシーを十分に認識しながら、学位授与を行っている。	A		

## (5) 学生の受け入れ

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 学生の受け入れ方針を明示しているか	求める学生像の明示	※58 アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・「東洋大学大学院法学研究科博士後期課程設置趣意書」 ・入学者選抜の概要	・本研究科及び本専攻において、アドミッション・ポリシーを設定している。	A		
		59 アドミッション・ポリシーは、研究科、各専攻の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	・「東洋大学大学院法学研究科博士後期課程設置趣意書」 ・入学者選抜の概要	・公法学専攻のアドミッション・ポリシーは、研究科、本専攻の目的、教育内容を踏まえた内容となっているが、修得しておくべき知識の内容、水準等までは記されていない。	B		
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	60 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・『大学院 入学試験要綱 2012/2013』 ・本学HP	・本研究科及び公法学専攻のアドミッション・ポリシーは『入学試験要綱』に記載されている。社会一般に向けた周知という点ではこれで十分であると解されが、HP等には記載がないため、ここにも記載があることがなお望ましい。	B		
2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか	学生募集方法、入学者選抜方法の適切性	61 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	・『大学院 入学試験要綱 2012/2013』	・本研究科及び本専攻において、募集人員、選考方法を『大学院入学試験要綱』において受験生に明示している。	A		
		62 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	・『大学院 入学試験要綱 2012/2013』	・本研究科及び本専攻において、設置趣意書に基づき、一般入試、社会人入試、学内推薦入試等、複数の選抜方式を導入している。	A		
	入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	63 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。	・「研究科委員会規程」	・本研究科及び本専攻において、研究科委員会、大学院教務課が連携して、学生募集・選抜を実施している。	A		
		※64 一般入試、学内推薦入試、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。	・「大学基礎データ 表3」	・本研究科及び公法学専攻の各入試方式において、募集定員の2倍以上の学生は入学していない。	A		
		65 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	・『大学院 入学試験要綱 2012/2013』 ・アドミッション・ポリシー	・本研究科及び本専攻において、入試方式や募集人員、選考方法は、アドミッション・ポリシーに従って設定している。	A		
		※66 研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期(修士)課程で0.50~2.00、博士後期(博士)課程で0.33~2.00の範囲となっているか。	・「大学基礎データ 表4」	・法学研究科公法学専攻(博士前期課程): 1.00 ・法学研究科公法学専攻(博士後期課程): 0.60	A		
※67 部局化された大学院研究科や独立大学院(※)における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90~1.25の範囲となっているか。 ※福祉社会デザイン研究科、学際・融合研究科、法務研究科	・「大学基礎データ 表4」	・法学研究科公法学専攻(博士前期課程): 1.00 ・法学研究科公法学専攻(博士後期課程): 0.60	A				

	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	68	定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。		・本研究科、とりわけ公法学専攻はほぼ定員を充足しているが、この1～2年合格者の歩留り率に低下傾向がみられることから、今後も定員を安定的に充足するためにも、受験生の受験動向、合格者の手続の動向について、検討中である。	A		
4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか		69	アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。		・本研究科及び本専攻において、アドミッション・ポリシーの適切性を恒常的に検討することは行っていないが、従来、公法学専攻ではほぼ安定的に定員を充足していることから、アドミッション・ポリシーに特段の問題はないと解される。	A		
		70	学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・「研究科委員会議事録」	・本研究科及び本専攻において、毎年度、各入試の可否の原案は、基本的に公法学専攻の委員全員の協議のもとで作成し、研究会委員会において最終的な判定を行っている。問題があれば、その都度議論が行われている。	A		

(11)その他

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	95	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。		哲学の意義をどのように解するかということにもよるが、自分で問題点を発見し解答を導くための思考訓練を哲学と呼ぶとすれば(諸学の基礎は哲学にあり)、本研究科での教育・研究活動の中で、哲学教育が推進されていることはいうまでもない。	A		
	国際化	96	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。		アジア諸国からの留学生を博士後期課程だけでなく博士前期課程においても複数名受け入れている。甲論文博士学位取得者に留学生の占める割合が増している。	A		
	キャリア教育	97	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。		公法学専攻の学生の大半を占めるのは税理士志望の学生であり、これ等の学生を中心としてキャリア教育が十分に行われていると認識している。博士後期課程在籍者に法学部通信教育課程のTAを務めさせている。また学部の非常勤講師や授業補助のTAに採用される道も用意されている。	A		
2) 研究科・専攻独自の評価項目①	(独自に設定してください)	98	(独自に設定してください)	「学生アンケートの調査結果」	・毎年度、当該年度の修了生も含めて、研究科での研究・教育について幅広くアンケートを行っている。	A		
3) 研究科・専攻独自の評価項目②	(独自に設定してください)	99	(独自に設定してください)	中間報告会の実施	6月と11月の年2回、博士後期課程在籍者に博士論文の作成の経過報告と論文内容について、研究指導教員を含む大学院担当教員多数の参加の下で、質疑応答を行う機会を設けている。	A		
4) 研究科・専攻独自の評価項目③	(独自に設定してください)	100	(独自に設定してください)	大学院生ヒアリングの実施	12月に研究科長・専攻長による大学院生との面談日を設けて、大学院全般についての意見を聴く用意をしている。	A		
		101		授業参観の実施	6月に大学院の授業を他の教員が参観できる期間を設け、実施している。	A		
		102						
		103						